

## 「紫波町感染症拡大防止対策促進事業費補助金」

### 申請要領

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行いながら事業を営む町内中小企業者の安定した事業継続を支援するために、感染症拡大防止対策にかかる経費を支援します。

#### 【対象者】

町内中小企業者のうち、町が定める指定業種を営む者（P2参照）

#### 【対象経費】

次の条件全てに該当する経費

1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために行う対策であること。
2	補助対象経費一覧表に記載のある経費あること。（P3参照）
3	令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間に発注、契約及び支払が完了した経費であること。
4	町が交付する他の補助金を受けていない経費であること。

#### 【補助額】

1事業所（店舗・事務所など）あたり上限8万円

※事業所ごとに申請してください。

※そのうち、消耗品費に当たる経費の上限は3万円以内まで。

#### 【申請受付期間】

令和3年7月20日～令和3年10月29日 ※当日消印有効

※予算の上限に達した場合は、申請期限前であっても受付を終了いたします。

#### 【提出・問い合わせ先】

〒028-3392

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

紫波町 産業部 商工観光課

電話：019-672-2111（内線2211） メール：[kanko@town.shiwa.iwate.jp](mailto:kanko@town.shiwa.iwate.jp)

※申請手続きについて（お願い）

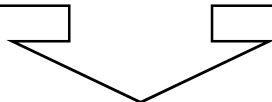
新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、申請書類は原則郵送での提出をお願いします。

なお、窓口で申請する際は、感染症拡大の予防（マスクの着用等）にご協力をお願いします。

【対象者 規模・指定業種要件】

①規模

中小企業者		
業種	資本金	従業員
製造業 その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下



②指定業種（日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる業種）

業種	大分類	中分類
飲食業	M（宿泊業、飲食サービス業）の一部	76 飲食店
		77 持ち帰り・配達飲食サービス業
小売業	I（卸売業、小売業）の一部	56 各種商品小売業
		57 織物・衣服・身の回り品小売業
		58 飲食料品小売業
		59 機械器具小売業
		60 その他の小売業
サービス業	J（金融・保険業）の一部	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
	K（不動産業、物品賃貸業）の一部	69 不動産賃貸業・管理業
		70 物品賃貸業
	L（学術研究、専門・技術サービス業）	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
		74 技術サービス業（他に分類されないもの）
	M（宿泊業、飲食サービス業）の一部	75 宿泊業
	N（生活関連サービス業・娯楽業）	78 洗濯・理容・美容・浴場業
		79 その他の生活関連サービス業
		80 娯楽業
	O（教育、学習支援業）	82 その他の教育，学習支援業
P（医療、福祉）	83 医療業	
R（サービス業）の一部	89 自動車整備業	
	90 機械等修理業	
	91 職業紹介・労働者派遣業	

【対象経費詳細】

費目	補助対象経費
器具備品又は機械装置費 (購入品に限る。)	1 二酸化炭素濃度測定器 (CO <sub>2</sub> センサー) の購入 2 自動消毒液噴霧器 (ノータッチディスペンサー) の購入 3 足踏み式噴霧器の購入 4 衝立・パーテーションの購入
施設整備費 (新設に限る。)	1 網戸の設置 2 換気設備 (換気扇、換気ダクト) の設置
消耗品費	1回で使い切るもの・使用すると量が減る衛生用品の購入 (マスク、使い捨て手袋、消毒液、除菌シート、石鹼・ハンドソープ、ペーパータオル等)
諸経費	送料、設置工事費等

※ 上記のほか、紫波町長が特に認めるものは対象とする。

※ 次の経費は、原則として対象として認めない。

- ・ 他制度による補助を受けているもの
- ・ 感染症対策としての利用実態が認められないもの (私的利用、販売やレンタル用途に供されるもの)
- ・ 通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる更新の費用と解されるもの
- ・ 支出時点の市場価格や一般的な売価と比べて著しく高額と認められるもの

【必要書類】

1	紫波町感染症拡大防止対策促進事業費補助金交付申請書 (様式第1号)
2	補助対象経費明細書 (様式第2号)
3	補助対象経費を支払ったことを証する領収書の写し ※領収書の宛先は法人名または事業所名であること。 ※領収書に購入品が明記されていない場合は購入店が発行した明細書を添付してください。 ※必ずコピーを提出してください (原本不可)。 ※補助対象経費明細書 (様式第2号) の経費番号を記入してください。
4	誓約書 (様式第3号)
5	補助金を振込む通帳の写し ※通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方の写しを添付 ※口座名義は、法人の場合は法人名又は代表者名義、個人の場合は申請者本人名義であること。

※ 申請書及び請求書の様式等は、紫波町のホームページからダウンロードしてください。

また、次の場所に申請書等を設置しています … 役場産業部商工観光課、紫波町商工会